



島根県報

令和7年6月24日（火）

号外第59号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始(3件)	(")	3

告 示

島根県告示第373号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	大社日御碕線	出雲市大社町日御碕193番3地先から同1181番3地先まで	前	メートル 61.02～ 70.14	メートル 65.74	出雲県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	61.90～ 106.18	65.74	

島根県告示第374号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来木次線	安来市飯島町字藤木406番9地先から同町字横屋159番5地先まで	メートル 541.00	令和7年 7月1日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

島根県告示第375号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩3211番2地先から同934番2地先まで	メートル 201.78	令和7年 6月24日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	

島根県告示第376号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和7年6月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	川本波多線	邑智郡美郷町高畑333番1地先から同地先まで	メートル 80.10	令和7年 6月24日	県央県土整備 事務所	